

○別府市営体育館管理規則

令和 3 年 3 月 3 1 日

規則第 6 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年別府市条例第 1 5 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の規定に基づき、別府市営体育館（以下「体育館」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(施設区分)

第 2 条 体育館は、次に掲げる施設に区分する。

- (1) 体育室
- (2) 柔道場
- (3) 剣道場
- (4) 会議室

(使用優先の特例)

第 3 条 市長は、体育の振興のため、次に掲げる体育行事においては、体育館の使用を優先して許可することができる。

- (1) 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が主催する行事
- (2) 別府市（以下「市」という。）又は別府市教育委員会（以下「委員会」という。）が主催する行事
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

2 市長は、前項各号に掲げる体育行事を調整するため、毎年 1 回以上柔道連盟、剣道連盟、バレーボール協会、卓球連盟、バドミントン協会等関係団体によるスケジュール会議を開くことができる。

(使用の申請及び許可)

第 4 条 体育館の使用の許可を受けようとする者は、体育館使用申請書（様式第 1 号）を、その使用しようとする日の前 1 か月から 3 日までの間に市長に提出しなければならない。ただし、前条第 1 項各号に掲げる体育行事については、毎年度 2 月末日までに翌年度の年間計画表等の文書を

添えて提出するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その適否を決定し、使用を許可したときは、体育館使用許可書（様式第2号）を交付する。
- 3 第1項本文に規定する期間経過後に同項本文に規定する申請があったときは、市長は、体育館の使用に支障がない限り、申請の順序に従い前項の規定に準じて許可することができる。
- 4 第1項本文の規定にかかわらず、第2条第1号に掲げる施設の使用の許可を受けようとする者（同項ただし書の規定により許可を受けようとする者を除く。）は、同項本文に規定する期間に、当該許可に係る申請を電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と当該申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用して行うことができる。
- 5 前項の場合において、市長は、使用の許可をしたときは、第2項の規定にかかわらず、その旨を電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

（使用料の減免）

第5条 別府市使用料の徴収に関する条例（昭和39年別府市条例第19号。以下「使用料条例」という。）第8条第1項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、体育館使用料減免申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 使用料は、次の表に定めるところにより、減額し、又は免除する。

減免する場合	減免する率
(1) 市又は委員会が主催する体育行事に使用する場合	100%
(2) 別府市立学校主催の体育行事に使用する場合	100%
(3) 市長が認定する社会体育団体又は委員会が認定する社会教育関係団体の主催する行事等で市長が特に認めた場合	50%
(4) 市又は委員会が共催する体育行事に使用する場合	50%

3 市長は、前項の表に定める場合のほか、特に必要があると認める場合は、同項の規定に準じて使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の還付）

第6条 使用料条例第7条の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付することができる事由は、次のとおりとする。

- (1) 市長において必要を生じたため使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責任によらない天災地変の理由により使用することができないとき。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、体育館使用料還付申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第7条 入館者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで体育館内において、物品の販売、広告、宣伝その他これらに類する営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで、壁、窓、柱等に張紙をしたり、釘類を使用したりしないこと。
- (3) 暴力や他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) その他係員の指示に従うこと。

（指定管理者による管理）

第8条 条例第15条第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合の使用の許可に関する手続については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、指定管理者が市長の承認を受けて別に定めるところによる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

体育館使用申請書

				年 月 日	
別府市長				あて	
				住 所 氏 名 又 は 名 称 及 び 代表者氏名 電 話	
申請者					
次のとおり使用したいので申請します。					
1 使用者（団体）名 （責任者氏名）					
2 使用日時					
3 使用目的					
4 使用施設					
5 使用者の区分		☐ 一般 ☐ 児童・生徒 ☐ 高校生 ☐ その他（ ）			
6 入場料徴収の有無		☐ ない ☐ ある（最高入場料 税込み1人 円）			
7 特別の設備又は装置		☐ しない ☐ する（ ）			
8 使用料		円			
9 その他					
上記申請について次のとおり決定したい。				起案 ・ ・	
部 長	課 長	係 長	担 当	決裁 ・ ・	
				施行 ・ ・	
決定区分		☐ 許可する ☐ 許可しない			
許可の条件					

様式第2号(第4条関係)

体育館使用許可書

第 号

1 使用 者	住 所
	氏名又は名称 及び代表者氏名
2 使用 日 時	
3 使用 目 的	
4 使用 施 設	
5 使用 者 の区分	☐ 一般 ☐ 児童生徒 ☐ 高校生 ☐ その他 ()
6 入 場 料 徴 収 の 有 無	☐ ない ☐ ある (最高入場料 税込み1人 円)
7 特 別 の 設 備 又 は 装 置	☐ しない ☐ する ()
8 使 用 料	円
9 条 件	
上記のとおり使用を許可します。 年 月 日 別府市長 印	

様式第3号(第5条関係)

体育館使用料減免申請書

別府市長		あて		年 月 日	
		住 所		氏 名 又 は 名 称 及 び 代表者氏名	
		申請者		電 話	
次のとおり申請します。					
1 使用者（団体）名 （責任者氏名）					
2 使 用 施 設					
3 使 用 日 時					
4 使 用 目 的					
5 申 請 区 分		☐ 減額 ☐ 免除			
6 申 請 理 由					
上記申請について次のとおり決定したい。				起 案 ・ ・	
部 長	課 長	係 長	担 当	決 裁 ・ ・	
				施 行 ・ ・	
1 決 定 区 分		☐ 減免する ☐ 減免しない			
2 決 定 理 由		規則第 条 第 項 第 号に該当			
3 減 免 事 項		規 定 使 用 料 円	減 免 す る 額 円	減 免 率 %	減免後の使用料 円
4 備 考					

様式第4号(第6条関係)

体育館使用料還付申請書

					年 月 日	
別府市長		あて				
				住 所 氏 名 又 は 申請者 名 称 及 び 代表者氏名 電 話		
次のとおり申請します。						
許 可 番 号						
許 可 年 月 日						
使用を取り止め ようとする理由						
既 納 の 使 用 料		円				
上記申請について次のとおり決定したい。				起案 . .		還付率 %
部 長	課 長	係 長	担 当	決裁 . .		
				施行 . .		還付金額 円
決 定 区 分		☐ 還付する ☐ 還付しない				
備 考						

様式第 1 号（第 4 条関係）

様式第 2 号（第 4 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）